

中小企業事業継続支援事業 Q & A

中小企業事業継続支援金事務局

令和3年8月2日改定

令和3年8月10日改定

目次

1 概要 P 1

- [Q1-1](#) 中小企業事業継続支援金の概要について
- [Q1-2](#) 支給された支援金の使い方に制限はあるのか
- [Q1-3](#) 前年又は前々年の売上が、法人で 40 万円、個人で 20 万円に満たない場合は、対象外となるか
- [Q1-4](#) 対前年または前々年比で、1か月30%以上の減収となっていれば、即対象となるのか
- [Q1-5](#) 頑張る事業者リスタート支援事業との併用は可能か
- [Q1-6](#) 他の補助金と、事業継続支援金の併給は可能か
- [Q1-7](#) 一時支援金や月次支援金の給付を受けていても申請してよいか
- [Q1-8](#) 今回の支援金は課税対象となるのか。また申告の必要はあるのか
- [Q1-9](#) いつ支給されるのか

2 対象者 P 3

- [Q2-1](#) どのような事業者が対象となるのか
- [Q2-2](#) 社会福祉法人、医療法人は対象となるのか
- [Q2-3](#) 農業法人や個人農家も対象となるのか
- [Q2-4](#) スナックやバーは対象となるのか
- [Q2-5](#) フリーランスも今回の支援金の対象となるのか
- [Q2-6](#) 1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められるとは、2019 又は 2020 年のどちらか一方でも該当する年があった場合に対象外となるのか
- [Q2-7](#) 確定申告書第一表の不動産収入については対象となるのか。
- [Q2-8](#) 一般社団法人は対象となるのか
- [Q2-9](#) 県内に事業所を有する、県外本店法人や県外在住の個人事業者は対象か
- [Q2-10](#) 副業している場合はどうなるのか
- [Q2-11](#) 確定申告書類で、雑所得・給与所得で申請している場合でも支援金の対象となるのか
- [Q2-12](#) 今年創業したが対象になるのか
- [Q2-13](#) 個人事業者が法人化(法人成り)を行った場合、法人として支援金 40 万円が給付されるのか
- [Q2-14](#) 法人が個人事業主となった場合(個人成り)は対象となるのか
- [Q2-15](#) 個人事業主で事業承継をした場合、対象となるのか
- [Q2-16](#) 事業の施設を有していることが申請の要件になるのか

3 申請関係 P 8

- Q3-1 申請書類はどのように入手するのか
- Q3-2 申請は、郵送でなければならないのか
- Q3-3 申請にあたって、必要となる書類を教えてください
- Q3-4 提出に必要な確定申告書の控えはあるが、收受印がない場合、どうしたら良いか
- Q3-5 確定申告書の收受印の日付が見えないが、受け付けてもらえるのか
- Q3-6 所得がないため確定申告をしていない場合はどうすればよいか
- Q3-7 確定申告書に、税理士による署名がなされたもので代替できるのか
- Q3-8 提出に必要な確定申告書の控えが手元にないが、どうしたら良いか
- Q3-9 対象月の売上を証明する書類はどのようなものか
- Q3-10 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか
- Q3-11 複数事業所、複数店舗を運営している場合、複数申請できるのか
- Q3-12 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか
- Q3-13 現在、山口県内の店舗を廃業しているが対象となるか
- Q3-14 複数回受給することは可能か
- Q3-15 代理の名義で申請は可能なのか
- Q3-16 代理人に申請を依頼した場合、委任状が必要か
- Q3-17 どの商工会・商工会議所に申請するのか
- Q3-18 事業所所在の市には、商工会・商工会議所いずれもあるが、どちらに提出すればよいのか
- Q3-19 「1 申請者に関する事項」で、法人番号が不明であるが、記入は絶対必要となるのか
- Q3-20 「1 申請者に関する事項」で、個人事業主であるが、屋号は必要か
- Q3-21 消費税の申告書類での申請は可能か
- Q3-22 給付される場合、通知が届くのか
- Q3-23 エクセルで記名した場合、押印不要なのか
- Q3-24 自宅を事業所としてよいか
- Q3-25 主な事業内容(法人)・職種(個人事業主)は何を記載すればよいか
- Q3-26 県外本社の場合、申請者名は県内事業所名で申請するのか
- Q3-27 個人の場合、申請者住所は県内事業所住所地となるのか
- Q3-28 申請書兼請求書の「1 申請者に関する事項」はいつ時点の情報を記載すればよいか。

4 売上減少要件 15

- Q4-1 売上減少の比較方法について
- Q4-2 算出方法における事業収入とは何か

[Q4-3](#) 個人事業主で、2019年は事業収入が一番多く、2020年は給与収入が一番多い場合は対象外となるのか

[Q4-4](#) 事業収入と給与収入、雑所得に係る収入を比較して一番多い収入が主たる収入となるが、事業収入と給与収入+雑所得に係る収入を比較するのか

[Q4-5](#) 事業収入と農業収入があるが、合計したものが事業収入となるのか

[Q4-6](#) 法人だが、法人事業概況説明書を作成していないので、提出できない

[Q4-7](#) 3月決算の法人の場合、どのように事業収入を比較するのか

[Q4-8](#) 法人だが、法人事業概況説明書の売上(収入)高欄は千円単位となっている。千円単位で比較するのか

[Q4-9](#) 確定申告が白色申告であるため、減収比較を行う年(前年または前々年)の月ごとの事業収入を証明するものではありません

[Q4-10](#) 住民税の申告書類を用いるため、減収比較を行う年(前年または前々年)の月ごとの事業収入を証明するものではありません

[Q4-11](#) 収入申告書に雑収等を記載する欄があるが、雑収入も事業収入に含めるのか

[Q4-12](#) 季節性のある収入なので、1月から6月に比較できる収入がないが、どうすればよいか

[Q4-13](#) 新規創業、開業した場合は、どのように事業収入を比較するのか

[Q4-14](#) 法人成りした場合、どのように売上を比較するのか

[Q4-15](#) 個人成りした場合、どのように売上を比較するのか

[Q4-16](#) 合併、会社分割を行ったが、事業収入はどのように比較するのか

[Q4-17](#) 新型コロナウイルス感染拡大の影響とはどのようなものか

[Q4-18](#) 売上の減少があれば、コロナの影響があったといえるのか

[Q4-19](#) 2021年の年間事業収入見込額はどのようになるのか

[Q4-20](#) 年間事業収入と月間事業収入の比較は、同じ年で行うのか

1 概要

Q 1-1 中小企業事業継続支援金の概要について

A 令和3年1月～6月の間に前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少している月が存在する中小企業者等を対象に、法人は40万円、個人は20万円の支援金を支給するもの。

[目次へ](#)

Q 1-2 支給された支援金の使い方に制限はあるのか

A 使途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

[目次へ](#)

Q 1-3 前年又は前々年の売上が、法人で40万円、個人で20万円に満たない場合は、対象外となるか

A 年間事業収入の下限を設けていないため、法人40万円、個人20万円に満たない年間事業収入の場合であることをもって、ただちに対象外となるものではありません。

[目次へ](#)

Q 1-4 対前年または前々年比で、1か月30%以上の減収となっていれば、即対象となるのか

A 新型コロナウイルス感染症拡大により経営上の影響を受けた減収であることが要件です。

[目次へ](#)

Q 1-5 頑張る事業者リスタート支援事業との併用は可能か

A 頑張る事業者リスタート補助金との併給は可能です。

[目次へ](#)

Q 1-6 他の補助金と、事業継続支援金の併給は可能か。

A 事業継続支援金については、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能です。

他の給付金等が持続化給付金を含む各種給付金等と併給できない場合があるので、制度を運用する自治体等にご確認ください。

[目次へ](#)

Q 1-7 一時支援金や月次支援金の給付を受けていても申請してよいか。

A 申請可能です。ただし、2021年の年間事業収入見込額に、持続化給付金、一時支援金及び月次支援金等国、地方公共団体からの補助金、給付金の見込額（本支援金を除く）を加えた額が、前年又は前々年の年間事業収入額より高い場合は、支援金の対象外となります。

[目次へ](#)

Q 1-8 今回の支援金は課税対象となるのか。また申告の必要はあるのか。

A 所得税、法人税については課税対象となるので、税法に則った手続きが必要です。詳細については税務署に確認してください。

[目次へ](#)

Q 1-9 いつ支給されるのか。

A 通常、申請から2週間程度でご登録の口座に入金する予定であり、入金をもって給付決定とします。

ただし、申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、給付までに時間を要してしまうことがあります。

[目次へ](#)

2 対象者

Q 2-1 どのような事業者が対象となるのか

A 主として、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等が対象です。詳しくは、[申請要領別紙1](#)をご確認ください。

[目次へ](#)

Q 2-2 社会福祉法人、医療法人は対象となるのか

A 要件を満たせば対象となります。

[目次へ](#)

Q 2-3 農業法人や個人農家も対象となるのか

A 専門的農家等、主たる収入を農業で得ている個人、法人であって、要件を満たす場合は対象となります。

[目次へ](#)

Q 2-4 スナックやバーは対象となるのか

A 風営法に基づく「性風俗関連特殊営業」又は「当該営業に係る「接待業務受託営業」」ではないため、要件を満たせば対象となります。

[目次へ](#)

Q 2-5 フリーランスも今回の支援金の対象となるのか

A 原則要件を満たせば対象となりますが、以下をすべて満たす場合は、実態として1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められるため対象外となります。

- 1 作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）の有しないこと。
- 2 雇用者、専従者、外注費がないこと
- 3 報酬の収入先が単数であること

ただし、上記の場合であっても、個人事業税を納付している場合は、支援金の対象となります。その場合は、納税通知書の写し又は納税証明書（事業税の納付すべき額がわかるもの）を添付してください。

[目次へ](#)

Q 2-6 1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められるとは、2019又は2020年のどちらか一方でも該当する年があった場合に対象外となるのか

A 2019又は2020年のどちらか一方で、1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められる場合であっても、もう一方の年で1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められる場合でなければ、対象外とはなりません。

[目次へ](#)

Q 2-7 確定申告書第一表の不動産収入については対象となるのか。

A 売上減少要件は、確定申告書第一表の「事業収入」（ア欄とイ欄の合計）で比較します。

そのため、「不動産収入」（ウ欄）については、対象外となります。

[目次へ](#)

Q 2-8 一般社団法人は対象となるのか

A その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者であれば、対象となります。

[目次へ](#)

Q 2-9 県内に事業所を有する、県外本店法人や県外在住の個人事業者は対象か

A 県内に事業所を有する県外本店法人や県外在住の個人事業者も対象となります。

ただし、全体の事業収入が 30% 減少していることに加え、県内事業所で事業収入が 30% 以上減少していることが必要です。

提出は、県内事業所に所在する商工会議所又は商工会に郵送してください。

[目次へ](#)

Q 2-10 副業している場合はどうなるのか

A 給与・雑所得に係る収入及び事業収入を比較して、最も大きい収入（以下、「主たる収入」という）が、事業収入である場合に対象となります。

[目次へ](#)

Q 2-11 確定申告書類で、雑所得・給与所得で申請している場合でも支援金の対象となるのか

A 主たる収入が雑所得に係る収入であっても、その雑所得に係る収入によって個人事業税を納付している場合は、本支援制度の対象となります。

この場合は、雑所得に係る収入を事業収入として計上し、個人事業税の納税通知書の写し又は納税証明書（事業税の納付すべき額がわかるもの）を添付してください。

[目次へ](#)

Q 2-12 今年創業したが対象になるのか

A 対象となりません。

2020年12月31日までに創業又は開業した場合は、確定申告書で売上を確認できることから対象となります。

2020年7月1日から12月31日までに創業、開業した場合は、1月から6月の間に比較する事業収入がないことから、創業、開業日から12月31日までの日平均の事業収入に、2021年の比較する月の日数を乗じて得た額で、事業収入を比較することとなります。

[目次へ](#)

Q 2-13 個人事業者が法人化（法人成り）を行った場合、法人として支援金40万円が給付されるのか

A 法人化後の前年又は前々年の月間事業収入と、令和3年の同月の事業収入を比較できる場合は、法人の支援金額40万円となります。

ただし、2020年7月1日以降に法人成りした場合は、1月から6月の間に法人として月間事業収入の比較ができないため、個人の支援金20万円となります。

[目次へ](#)

Q 2-14 法人が個人事業主となった場合（個人成り）は対象となるのか

A 2020年7月1日から12月31日までに法人から個人事業主となった場合は、法人を解散又は休眠し、新たに個人事業主となったこととなるため、新規創業・開業と同じ手法で事業収入を比較することにより、支援金の対象となります。

2021年1月1日以降に個人成りした場合は対象外となります。

[目次へ](#)

Q 2-15 個人事業主で事業承継をした場合、対象となるのか

A 承継した事業以外に事業を行っていた場合には、承継事業分の事業収入を調整することなく、確定申告書の事業収入で比較します。

承継した事業以外に事業を行っていなかった場合で、2020年7月1日から12月31日までに事業を承継した場合は、新たに個人事業主となったこととなるため、新規創業・開業と同じ手法で事業収入を比較することにより、支援金の対象となります。

なお、2021年1月1日以降に事業承継した場合は対象外となります。

[目次へ](#)

Q 2-16 事業の施設を有していることが申請の要件になるのか

A 事業の施設がないことをもって、ただちに対象外となることはありませんが。
1 事業者にのみ労務の提供を行っているとは認められる場合には、対象外となります。
具体的には、以下を全て満たす場合となります。

- 1 作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）の有しないこと。
- 2 雇用者、専従者、外注費がないこと
- 3 報酬の収入先が単数であること

ただし、上記の場合であっても、個人事業税を納付している場合は、支援金の対象となります。その場合は、納税通知書又は納税証明書（事業税を納付すべき額がわかるもの）を添付してください。

[目次へ](#)

3 申請関係

Q 3-1 申請書類はどのように入手するのか

A 中小企業事業継続支援金HPからダウンロードしてください。

HPにアクセスできない場合や印刷できない場合は、事務局までお問い合わせください。

中小企業事業継続支援金事務局（コールセンター）
相談ダイヤル 083-902-1788
HP <https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>

目次へ

Q 3-2 申請は、郵送でなければならないのか

A 原則、郵送で申請をしてください。電子メールではご申請いただけません。

目次へ

Q 3-3 申請にあたって、必要となる書類を教えてください

A 申請書類のほか、2019、2020年分の確定申告書(収受印が押印されているもの。)、対象月の月別事業収入がわかるもの、申請者本人名義の振込先口座の通帳の写しが必要です。

また、上記に加え、法人、個人ごとに必要な資料があります。

(詳しくは、申請要領別紙2をご確認ください。)

【法人】

- ・2019年又は2020年(以下、「基準年」という。)の法人概況説明書の写し

【個人】

- ・青色申告の場合は、基準年の所得税青色申告決算書の控え
- ・白色申告の場合は、基準年の収支内訳書の控え
- ・白色申告の場合は、帳簿等月別の事業収入がわかるもの
- ・個人事業税を納付している場合で、個人事業税に係る収入が個人確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑」欄に記載されている場合、1事業所に労務を提供していると認められる場合については、個人事業税の納税通知書の写し又は納税証明書(事業税の納付すべき額がわかるもの)
- ・本人確認書類の写し

※ 確定申告の義務がない、その他合理的な事由により確定申告書の提出ができないものと事務局が認める場合は、住民税の申告書類の控え(収受日付印が押印されているもの又は住民税の納税証明書が添付されているもの。)

目次へ

Q 3-4 提出に必要な確定申告書の控えはあるが、收受印がない場合、どうしたら良いか

A <電子申請をしている法人や個人事業者>

- ・確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、收受印があるものとみなします。
- ・確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のないものについては、受信通知を提出してください。（受信通知とは「申告者の氏名または名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目などが表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの」。）
- ・上記がない場合は、「納税証明書（その2）」を添付してください。

<紙で確定申告書を提出し、收受印がない場合>

- ・個人事業者の場合で、税務署への閲覧請求により、提出した確定申告書の写真をされ、收受印が確認できる場合には、写真でも可とします。
- ・法人、個人事業者共に、「納税証明書（その2）」を一緒に提出することで、收受印がない確定申告書第一表でも申請ができる。該当年の納税証明書（その2）で、事業所得金額の記載があるものを取得してください。

[目次へ](#)

Q 3-5 確定申告書の收受印の日付が見えないが、受け付けてもらえるのか

A 收受印が押印されていれば、收受印の日付が見えなくとも受け付けます。

[目次へ](#)

Q 3-6 所得がないため確定申告をしていない場合はどうすればよいか

A 住民税申告書類様式(5号の4)の写し(收受印押印済のもの)をご提出ください。收受印が押印されていない場合は、住民税の納税証明書を添付してください。

[目次へ](#)

Q 3-7 確定申告書に、税理士による署名がなされたもので代替できるのか

A 確定申告書に收受印がない場合には、納税証明書（その2）を添付してください。税理士による署名では代替できません。

[目次へ](#)

Q 3-8 提出に必要な確定申告書の控えが手元にないが、どうしたら良いか

A 個人の場合は、確定申告書を提出した税務署にて、閲覧請求及び開示請求を行うことができます。

<開示請求>

- ・開示請求を行うことで、確定申告書のコピーを交付される場合があります、開示・不開示の決定は原則として30日以内に行われます。また、手数料として300円/件が必要です。

【必要書類】

- ・保有個人情報開示請求書 (PDF/158KB)
- ・本人確認書類

詳しくは、以下をご覧くださいか、税務署へお問い合わせください。

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>

<閲覧請求>

- ・閲覧請求を行うことで、確定申告書の閲覧を行うことができます。新型コロナウイルスに係る支援金等で確定申告書が必要である上に閲覧請求を行う場合は、書類を写真撮影することができます。
- 詳しくは、税務署へお問い合わせください。

[目次へ](#)

Q 3-9 対象月の売上を証明する書類はどのようなものか

A 対象月の事業収入金額が記載された、売上台帳、帳簿、試算表等となります。ただし、以下のものは認められません。

- ・給与明細
- ・通帳の写し
- ・請求書
- ・上記の他、月別の事業収入がわからないもの

[目次へ](#)

Q 3-10 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか

A 申請後、商工会・商工会議所にて不備を発見した場合は、ご連絡せず返送させていただく場合がございます。

また、申請受理後は原則、修正できませんので書類の作成や申請には十分にご注意ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たります。

故意に不正受給をはかった場合は、詐欺罪（刑法第 246 条）に当たりますので、絶対におやめください。

[目次へ](#)

Q 3-11 複数事業所、複数店舗を運営している場合、複数申請できるのか

A 法人又は個人事業者単位での申請となります。複数事業を行っていても、1 申請のみとなります。

[目次へ](#)

Q 3-12 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか

A 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

[目次へ](#)

Q 3-13 現在、山口県内の店舗を廃業しているが対象となるか

A 本事業は、事業継続を支援する目的であることから、廃業している場合は、対象となりません。

[目次へ](#)

Q 3-14 複数回受給することは可能か

A 複数回の受給はできません。

[目次へ](#)

Q 3-15 代理の名義で申請は可能なのか

A

申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請となります。

[目次へ](#)

Q 3-16 代理人に申請を依頼した場合、委任状が必要か

A 委任状は不要ですが、申請者名が自署や押印されたものでない場合は、申請者にご連絡し、メモを取ることにしています。

[目次へ](#)

Q 3-17 どの商工会・商工会議所に申請するのか

A 事業所所在の商工会・商工会議所にご提出ください。

県外本社の法人又は県外に居住する個人事業主は、県内事業所所在の商工会・商工会議所へ郵送してください。

なお、商工会・商工会議所の会員でなくとも、申請することができます。

[目次へ](#)

Q 3-18 事業所所在の市には、商工会・商工会議所いずれもあるが、どちらに提出すればよいのか

A 商工会・商工会議所の会員であれば、会員となっている商工会・商工会議所へご提出してください。会員でなければ、最寄りの商工会・商工会議所へご提出ください。

[目次へ](#)

Q 3-19 「1 申請者に関する事項」で、法人番号が不明であるが、記入は絶対必要となるのか

A 法人番号は確認事務を簡略化するため記入してください。

以下から検索ができます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

[目次へ](#)

Q 3-20 「1 申請者に関する事項」で、個人事業主であるが、屋号は必要か

A 店舗の確認のため、必ず屋号を書いてください。

[目次へ](#)

Q 3-21 消費税の申告書類での申請は可能か

A 消費税の申告書類は証拠書類として使用できません。

[目次へ](#)

Q 3-22 給付される場合、通知が届くのか

A 不給付決定となったもののみ送付します。給付決定となった場合は、申請した口座に振り込みますので確認してください。

[目次へ](#)

Q 3-23 エクセルで記名した場合、押印不要なのか

A 押印は不要ですが、事務局より、担当者に連絡させていただき、確認を取ることとしています。

[目次へ](#)

Q 3-24 自宅を事業所としてよいか

A 自宅を作業場等に行っている場合、自宅を事業所としてすることは可能です。ただし、1事業所に労務を提供していると認められる場合は、自宅及び労務の提供先を事業所と見做すことはできません。

1事業所に労務を提供していると認められる場合とは、以下を全て満たす場合となります。

- 1 作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）の有しないこと。
- 2 雇用者、専従者、外注費がないこと
- 3 報酬の収入先が単数であること

ただし、上記の場合であっても、個人事業税を納付している場合は、支援金の対象となりますので、その場合は、個人事業税の納税通知書の写し又は納税証明書（事業税の納付すべき額がわかるもの）を添付してください。

[目次へ](#)

Q 3-25 主な事業内容（法人）・職種（個人事業主）は何を記載すればよいか

A 具体的な事業の内容や、八百屋、大工等の職種を記載してください。

[目次へ](#)

Q 3-26 県外本社の場合、申請者名は県内事業所名で申請するのか

A 申請者は、確定申告書記載の納税地住所及び事業者名で申請してください。

[目次へ](#)

Q 3-27 個人の場合、申請者住所は県内事業所住所地となるのか

A 本人確認書類の住所を記載してください。

[目次へ](#)

Q 3-28 申請書兼請求書の「1 申請者に関する事項」はいつ時点の情報を記載すればよいか。

A 申請者の種別は、2020年7月1日現在の種別を記載してください。なお、新規創業・開業した場合は、申請日時点の種別を記載してください。

その他の事項は、申請日時点の情報をご記載ください。

[目次へ](#)

4 売上減少要件について

Q 4-1 売上減少の比較方法について

A 「2021年1月から6月の間に、前年又は前々年の同月の事業収入と比べて30%以上減少している月があること」が要件になります。

[目次へ](#)

Q 4-2 算出方法における事業収入とは何か

A 法人については、確定申告書類における売上（収入）を言います。

個人については、確定申告書類における事業収入を言います。不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

ただし、個人事業税を納付している場合で、その収入を雑所得に係る収入に計上している場合は、事業収入に含めることができます。

[目次へ](#)

Q 4-3 個人事業主で、2019年は事業収入が一番多く、2020年は給与収入が一番多い場合は対象外となるのか

A 2019年と2021年で事業収入を比較することとなります。2020年とは比較できません。

[目次へ](#)

Q 4-4 事業収入と給与収入、雑所得に係る収入を比較して一番多い収入が主たる収入となるが、事業収入と給与収入+雑所得に係る収入を比較するのか

A 事業収入、給与収入、雑所得に係る収入を比較するため、給与収入と雑所得に係る収入の合計と事業収入を比較するわけではありません。

[目次へ](#)

Q 4-5 事業収入と農業収入があるが、合計したものが事業収入となるのか

A お見込みのとおり。

[目次へ](#)

Q 4-6 法人だが、法人事業概況説明書を作成していないので、提出できない

A 法人事業概況説明書がない場合は、売上台帳等月間の売上がわかるものに記載された額で比較します。

[目次へ](#)

Q 4-7 3月決算の法人の場合、どのように事業収入を比較するのか

A 法人の場合は、決算期が法人により異なり、暦年による事業収入の比較が困難となるため、個人事業主とは比較方法が異なります。具体的には、年間事業収入は事業年度で比較し、月間事業収入は暦年で比較します。

詳細は、別添「新規創業・開業等の場合の事業収入比較方法」をご確認ください。

なお、収入申告書の①に記載する場合の、年間事業収入の年の考え方は以下のとおり。

2019年 = 決算期が2019年5月から2020年4月に到来する事業年度

2020年 = 決算期が2020年5月から2021年4月に到来する事業年度

2021年 = 決算期が2021年5月から2022年4月に到来する事業年度

決算月	2018												2019												2020												2021												2022			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4												
													コロナ前						コロナ禍						第4波																											
1月													2019.2月～2020.1月						2020.2月～2021.1月						2021.2月～2022.1月																											
2月													2019.3月～2020.2月						2020.3月～2021.2月						2021.3月～2022.2月																											
3月													2019.4月～2020.3月						2020.4月～2021.3月						2021.4月～2022.3月																											
4月													2019.5月～2020.4月						2020.5月～2021.4月						2021.5月～2022.4月																											
5月	2018.6月～2019.5月						2019.6月～2020.5月						2020.6月～2021.5月																																							
6月	2018.7月～2019.6月						2019.7月～2020.6月						2020.7月～2021.6月																																							
7月	2018.8月～2019.7月						2019.8月～2020.7月						2020.8月～2021.7月																																							
8月	2018.9月～2019.8月						2019.9月～2020.8月						2020.9月～2021.8月																																							
9月	2018.10月～2019.9月						2019.10月～2020.9月						2020.10月～2021.9月																																							
10月	2018.11月～2019.10月						2019.11月～2020.10月						2020.11月～2021.10月																																							
11月	2018.12月～2019.11月						2019.12月～2020.11月						2020.12月～2021.11月																																							
12月	2019.1月～2019.12月						2020.1月～2020.12月						2021.1月～2021.12月																																							

[目次へ](#)

Q 4-8 法人だが、法人事業概況説明書の売上(収入)高欄は千円単位となっている。千円単位で比較するのか

A 法人概況説明書を転記するため、事業収入は千円単位となります。

売上台帳等法人事業概況説明書以外の証拠書類で記載する場合や補助金等を記載する際は、比較できるように単位を合わせて記載してください。

[目次へ](#)

Q 4-9 確定申告が白色申告であるため、減収比較を行う年(前年または前々年)の月ごとの事業収入を証明するものはありません

A 確定申告書(白色申告書)のほかに、売上台帳・帳簿など、月ごとの事業収入が確認できる書類を提出してください。

なお、月ごとの事業収入が確認できる書類がない場合は、年間事業収入の平均額を月別の事業収入として比較できるものとします。

[目次へ](#)

Q 4-10 住民税の申告書類を用いるため、減収比較を行う年（前年または前々年）の月ごとの事業収入を証明するものはありません

A 住民税の申告書類のほかに、売上台帳・帳簿など、月ごとの事業収入が確認できる書類を提出してください。

なお、月ごとの事業収入が確認できる書類がない場合は、年間事業収入の平均額を月別の事業収入として比較できるものとします。

[目次へ](#)

Q 4-11 収入申告書に雑収等を記載する欄があるが、雑収入も事業収入に含めるのか

A 持続化給付金、一時支援金等の給付金、補助金（以下、「補助金等」という）は、勘定科目で雑収入となりますが、個人及び法人によって、確定申告時に違いがありますので、確定申告時の記載に従ってください。

【個人・白色申告】

確定申告書第一表の事業収入欄に含まれます。

収入申告書②の月別事業収入を記載する際は、雑収等へ記載ください。

年間事業収入の月平均で記入する場合は、雑収等への記載は不要。

【個人・青色申告】

確定申告書第一表の事業収入欄に含まれますが、所得税青色申告決算書の月別売上（収入金額）には雑収入に計上されます。収入申告書②の月別事業収入を記載する際は、雑収等に「家事消費等」と「雑収入」を記載してください。

【法人】

法人事業概況説明書の売上（収入）高及び月別の売上高等の状況には含まれません。「年間事業収入」と「月別事業収入」に、補助金等のみを加えてください。

収入申告書②の月別事業収入を記載する際は、経理上補助金等を計上する月の属する年の雑収等に記載してください（例：2020年3月に計上する場合：2020年に計上）

[目次へ](#)

Q 4-12 季節性のある収入なので、1月から6月に比較できる収入がないが、どうすればよいか

A 季節性のある収入の場合で、1月から6月に比較できる事業収入がない場合は、**2019年と2020年**の年間事業収入の月平均の事業収入で比較するものとします。

収入申告書への記載方法は、「（別添）新規創業・開業等の場合の事業収入比較方法」をご確認ください。

[目次へ](#)

Q 4-13 新規創業、開業した場合は、どのように事業収入を比較するのか

A 2020年7月1日から12月31日までの間に新規創業、開業した場合は、新規創業、開業日から12月31日までの日平均の事業収入に、令和3年の比較する月の日数を乗じて得た額を2020年の月間事業収入とします。収入申告書への記載方法は、「(別添) 新規創業・開業等の場合の事業収入比較方法」をご確認ください。

【例】

2020年12月22日に新規創業、開業した場合

A 2020年12月22日から12月31日の事業収入 400,000円

B 日平均事業収入 $400,000円 \div 10日 = 40,000円$

C 令和3年6月と比較するため、6月の日数 30日

D 2020年の事業収入 $40,000円 \times 30日 = 1,200,000円$

E 令和3年6月の事業収入 600,000円

F DとEを比較 $600,000円 \div 1,200,000円 \times 100 - 100 = 50\%$ 減少

[目次へ](#)

Q 4-14 法人成りした場合、どのように売上を比較するのか

A 法人で事業収入を比較できる場合は、法人で比較するものとします。

2020年7月1日以降に法人成りしたため、1月から6月の間に法人化後の事業収入で比較できない場合は、個人事業主の時の事業収入と法人化後の事業収入を比較することができます。

[目次へ](#)

Q 4-15 個人成りした場合、どのように売上を比較するのか

A 2020年6月30日までに個人事業主となった場合は個人事業主として事業収入を比較します。

2020年7月1日から12月31日までに個人事業主となった場合は、法人の解散又は休業し、別人格である個人事業主となるため、新規創業・開業と同じ手法で事業収入を比較します。

2021年1月1日以降に個人成りした場合は、支援金の対象外となります。

[目次へ](#)

Q 4-16 合併、会社分割を行ったが、事業収入はどのように比較するのか

A 合併後、会社分割後の事業収入で比較できる場合は、その事業収入で比較してください。比較できない場合は、合併前、会社分割前の全体の事業収入と、合併後、会社分割後の全体の事業収入で比較してください。

[目次へ](#)

Q 4-17 新型コロナウイルス感染拡大の影響とはどのようなものか

A 不要不急の外出自粛等による影響を受けた場合であって、令和3年の年間事業収入見込額(給付金(持続化給付金、一時(月次)支援金等)(本支援金を除く)、補助金を含む)が、前年又は前々年の年間事業収入より減少していることをいいます。

[目次へ](#)

Q 4-18 売上の減少があれば、コロナの影響があったといえるのか

A 新型コロナウイルス感染拡大の影響とは、不要不急の外出自粛等による影響を受けた場合であって、2021年の年間事業収入見込額が、2019年、2020年の年間事業収入より小さくなる見込みであることをいいます。

年間事業収入が減少しているほか、事業収入減少の理由(コロナの影響の内容)が必要です。

[目次へ](#)

Q 4-19 2021年の年間事業収入見込額はどのようになるのか

A 給付金(持続化給付金、一時(月次)支援金等(本支援金を除く))及び補助金を含めた見込み額を記載してください。

[目次へ](#)

Q 4-20 年間事業収入と月間事業収入の比較は、同じ年で行うのか

A 月間事業収入で比較対象とした年で、年間事業収入を比較します。

法人の場合も同様ですが、比較方法は申請要領別添「新規創業・開業等の場合の事業収入比較方法」をご確認ください。

[目次へ](#)